

涌谷町

農業委員会だより

活動
レポート

認定農業者との意見交換会



若手農業者も交えて活発な意見交換が行われました

町、県、国
の施策に反
映させるよ
う「政策提
案」として
提言してい
きます。

1月24日役場大会議室において認定農業者と農業委員会との意見交換会を開催しました。認定農業者16名、農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名が4グループに分かれて「町の農業振興について」をテーマに主に担い手への農地集積や遊休農地対策等について意見を交わしました。

Aグループでは基盤整備に係る集積率向上の方法や条件不備地での受委託の在り方、Bグループでは新規就農者の高齢

化や個人での農地集積の限界、Cグループでは後継者不足や法人化への取組、Dグループでは若年層の農業への一層の関心や遊休農地の担い手への集中等について、日頃の悩みや課題と感じている事が挙げられ、各々の立場での見解や事例等をまじえた意見が取交わされました。農業委員会では、この意見交換会を定期的・継続的に行い、今後の農業振興や農業経営改善、担い手への具体的な支援対策等に向けて「農業者の声」として蓄

積・集約し
たものを、

活動レポート

～認定農業者との意見交換会～	1
会長あいさつ / 表彰報告	2
農地パトロールを実施しました	3
平成31年度涌谷町農作業標準賃金表 / 参考賃借料	4

主な内容

活動レポート～女性の社会参画に関する

懇談会、町長と農業委員・農地利用最適化推進委員との農政懇談会～	5
農業委員会へよくいただくご相談	6
認定農業者ガンバってます！ / 農業者年金のご案内	7
農業委員会からのお知らせ／編集後記	8

会長あいさつ



涌谷町農業委員会
会長

畠 岡 茂

く膨らんでいます。

町を訪れる人にとって、景観はとても大事な第一印象です。涌谷町には桜に彩られる城山や笠岳山頂からの眺望など素晴らしい景観がたくさんあります。

年号が改まる年が始まりました。今年の年明けは穏やかな日が続き、皆様もお出掛けになつたことでしょう。初詣にはどのような願いや決意をされたことでしょうか。

農業委員会の願いは、涌谷町の農業に携わる方々の元気な営農と、良い農畜産物の出来、そのための農地が限なく耕され維持されることです。

農地は農業を営む人にとっては無くてはならないのは当然ですが、農家でない人にとって大切な資源であります。

人口減少が大きな話題になる昨今、交流人口や関係人口と言われる涌谷町へ来町する人への期待は大き

く膨らんでいます。
耕作され手入れされている農村景観はことばの要らないおもてなしです。

11月21日、名取市文化会館で開催された第3回宮城県農業委員会大会において、情報提供活動の一環として発行している情報誌「全国農業新聞」の普及拡大に功績のあつた農業委員会として涌谷町農業委員会が表彰されました。



宮城県農業会議中村会長より
表彰状が授与されました

表彰報告

全国農業新聞

～農政の動きを
週刊でお届けします！～

農業者の立場に立って編集・発行
している“農家のための情報紙”です！

農業・農政が大きな変革の局面を迎えているなかで、農業政策やさまざまな仕組みについてわかりやすく解説しています。また、東北版・みやぎ版では地域の担い手や独自の取り組みなどを紹介しています。

- 毎週金曜日発行
- 購読料：月額700円（税込み）

購読をご希望の方、見本紙をご希望の方は涌谷町農業委員会事務局へお申ください。

農地パトロール(利用状況調査)を実施いたしました

農地パトロール(利用状況調査)を実施いたしました！

平成30年8月28日から9月25日にかけて、町内全域の農地について、適切に利用されているか調査いたしました。今後は調査結果を踏まえて、遊休農地の解消や違反転用の防止に取り組んでいきます。



農地転用申請のあった土地がその後目的通り転用されているか確認しています



農地パトロールの様子

調査結果

(平成30年11月末時点)

涌谷町管内の農地面積	34,780,076m ²
昨年度の荒廃農地	121,921m ²
今年度の新規発生荒廃農地	13,137m ²
今年度の解消農地	17,225m ²
今年度の荒廃農地	117,833m ²

農地の転用は許可制です

食糧供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用（宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用するなど）は県知事の許可制となっています。許可なく転用した場合や、事業計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

罰則…3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金

遊休農地は放つておくと法的措置がとられます(農地法第32条、44条)

法的措置の主な流れ

- ① 農地パトロールで遊休農地等と判断された農地の耕作者に対して、今後の意向を調査いたします。
 - ・農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・農地利用集積円滑化事業により受け手を探してもらうなど
- ② 6ヶ月が経つても本人が①の意向通りに対応していない場合や①の調査に回答しない場合、農業振興地域内にある遊休農地については農地中間管理機構と協議するよう勧告い

農地の利用についてお困りのことや、分からぬことがあります。したら、お早めに地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。

平成31年度(2019年)涌谷町農作業標準賃金

平成31年度の農作業標準賃金額を下記のとおり定めましたので、農作業の受委託契約をする際の「目安」としてご利用下さい。

作業区分		単位	区画別標準額(単位:円)		摘要
			ほ場整備地区	10a区画の地区	
水田耕起	耕起	10a	4,500	5,000	耕深13cm以上
	再耕起	10a	4,000	4,400	秋起こした場合
水田代かき		10a	5,200	5,800	荒代・植え代2回仕上げ
田植え (機械)	植え付けのみ	10a	5,200	5,500	側条施肥については1,000円増し
	苗運搬含む	10a	5,900	6,200	
苗		1箱		750	苗運搬は10a当たり700円
防除(粒剤・粉剤散布)		10a		800	粒剤・粉剤代を除く
追肥(肥料追肥)		10a		700	肥料代を除く
稻刈 刈	バインダー刈放し	10a		7,800	
	棒掛け	10a		13,200	
ハーベスター脱穀のみ		10a		7,500	
コンバイン刈放し	カッター処理	10a	13,900	15,400	
	結束処理	10a	15,800	17,500	
コンバイン一貫	カッター処理	10a	27,700	29,300	刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
	結束処理	10a	29,600	31,300	刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
乾燥		10a		6,800	
調製		60kg		570	くず米含む
わら収集・梱包		10a		4,500	収集のみ・梱包のみの場合は両者で決定
運搬	もみ	10a		1,800	
	出荷	30kg		100	
機械散布	堆肥散布	1t		3,500	マニアスプレッター 堆肥代は含まず
	肥料散布	10a		900	ブロードキャスター 肥料代は含まず
作業賃金	オペレーター賃金	1日		10,000	8時間基準・男女共通(1時間当 1,250円)
	一般作業(軽作業)	1日		6,400	8時間基準・男女共通(1時間当 800円)
	一般作業(重作業)	1日		8,400	8時間基準・男女共通(1時間当 1,050円)
管理	草刈	1m		15	1m当・畦畔のみ
	水管理	10a		6,000	年間
	畦畔作り作業	1m		30	片法面とする

注1 作業賃金(オペレーター賃金・一般業賃金)は、消費税の対象となりません。

注2 この表の標準額については、「目安」ですので圃場条件や作業内容により通常と異なる場合には、両者で良好協議の上、決めてください。

平成31年度(2019年)涌谷町農業委員会「参考賃借料」

農地区分	参考賃借料額	備考
圃場整備地(10a当たり)	15,000	水稻作で転作加味
10a区画地(10a当たり)	10,000	水稻作で転作加味
不整形田等(10a当たり)	7,000	水稻作で転作加味
普通畑(10a当たり)	5,000	露地野菜(自家消費)

※あくまで参考賃借料として示したものです。

賃借契約にあたっての賃借料額を決める際は、圃場整備や農地に対する負担(土地の形状に関わる経費、土地改良区費特別賦課金等)を勘案し、両者協議の上決めてください。

活動レポート

女性の社会参画に関する懇談会

11月6日大崎市図書館において、みやぎアグリレディス21、一般社団法人宮城県農業会議主催の女性の社会参画に関する懇談会が開催されました。

当町からは、女性農業者としてくがね産直の会の小嶋美恵子会長、女性農業委員の及川委員、渋谷委員が参加し、女性農業者が対等なパートナーとして経営や地域活動に主体的に参画できる環境づくりと、家庭や地域活動から一步を踏み出し社会に参画することについてをテーマとした懇談を行いました。

小嶋会長からは「百姓」という字は、百のことには生きることを考え、百のことには手を携え生きるという強さがあり、町内にも素晴らしい活躍される多くの女性がいます。これら、女性の皆さんのが地域社会に輪を作り、考え方を発信し未来を描く、女性であればこそできることがあります。この発言がありました。

社会全体として女性の役割の重要性がますます高まっています。農業委員会といたしまして

農業者の更なる活躍を期待します。



活動レポート

町長と農業委員・農地利用最適化推進委員との農政懇談会

12月21日役場大会議室において、町長と農業委員・農地利用最適化推進委員との農政懇談会が開催されました。

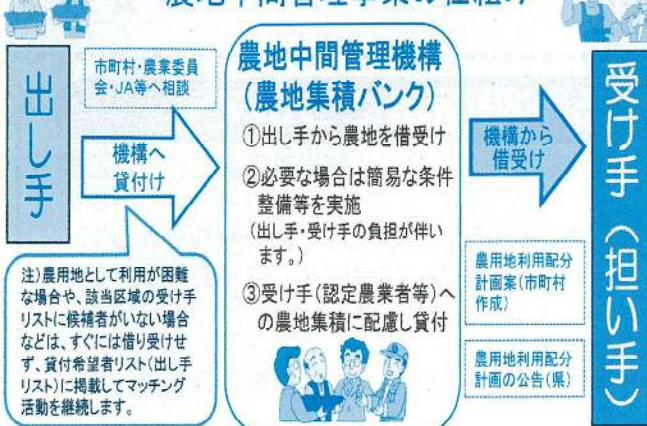
①金のいぶきについて②畜産の将来について③農地、農業を守れるのか?の3項目について懇談が行われました。涌谷町産ブランド米として定着を目指す金のいぶきについて定め、「栽培マニュアルを確立して今後の受注増に繋げていきたい」。

畜産の将来については、「輸入餌に経営を圧迫されるということ現状を開拓するため、自給できる農作物の掘り起こしが必要なのではないか。」農地、農業を守れるのか?については、「今の組織、生産体制が崩壊・消滅するということは農作業を受託している農家や地域も消滅してしまうのではないか。」等の話がありました。これらを解決するためには、涌谷町で農業をしてみたいといふ人の募集を受け入れる態勢の構築に早急に取り組むことが必要なのであります。この意見が交わされました。



農地中間管理機構を活用しましょう

農地中間管理事業の仕組み



農業委員会によくいただくご相談

- Q1 農地を相続しましたが、届出は必要ですか。**
- A1 農業委員会事務局への届出が必要です。相続登記が終わりましたら農業委員会事務局へ届出ください。**
- Q2 農地法関係申請の締め切りはいつですか。**
- A2 申請は隨時受付しております、原則として毎月10日が締め切りとなっています。**
- Q3 隣接する農地の草刈りが行われず、雑草・雑木が生えて困っています。**
- A3 農地の所有者に対し適切に保全管理をするよう指導しておりますので、農業委員会事務局へご連絡ください。**
- Q4 昔から耕作しておらず、山の一部となった農地の地目は変えられますか。**
- A4 やむを得ない事情により20年以上農地として利用しておらず、復旧される見込みもないと農業委員会が認めた場合、「非農地証明書」を交付いたします。これをもって、地目変更は可能です。ただし、農振農用地内である場合や周囲に影響を及ぼす場合は、認められない可能性があります。**
- Q5 農地を農地以外のものにする場合は農地転用の申請が必要となります。農地転用の際、農地法4条と**
- Q6 太陽光パネルを設置できるのはどのような農地ですか。**
- A6 小規模で生産性の低く周辺の営農条件に影響を及ぼさない一団の農地、鉄道**
- Q7 貸借の費用負担はどのようになりますか。**
- A7 当町では固定資産税等の租税や圃場整備に係る土地改良区の特別賦課金は所有者が負担し、他の耕作に係る経費（土地改良区の経常賦課金や共済費等）は耕作者が負担する契約が一般的です。なお、土地改良区の経常賦課金と特別賦課金を分割して請求できない場合、所有者と耕作者で協議の上、対応していただいております。**
- Q8 農地法5条にはどのような農地法第4条とは、自分の所有する農地を転用する場合に使う農地法第5条とは、他人の所有する農地を取得、又は貸借して農地を転用する場合に使います。例えば、農地を購入して自宅を建てる場合などがこれにあたります。親名義の農地へ子の名義の自宅を建てる場合もこれにあたります。**
- Q9 農地法第4条とは、自分の所有する農地を転用する場合に使う農地法第5条とは、他人の所有する農地を取得、又は貸借して農地を転用する場合に使います。例えば、農地を購入して自宅を建てる場合などがこれにあたります。親名義の農地へ子の名義の自宅を建てる場合もこれにあたります。**
- Q10 農地法5条にはどのようないことがありますか。**
- A10 農地法第4条とは、自分の所有する農地を転用する場合に使う農地法第5条とは、他人の所有する農地を取得、又は貸借して農地を転用する場合に使います。例えば、農地を購入して自宅を建てる場合などがこれにあたります。親名義の農地へ子の名義の自宅を建てる場合もこれにあたります。**

の駅や役場から近い農地などで認められます。この判断は多くの要件が含まれますので、事前に農業委員会事務局にご確認ください。

なお、農地の所有者等以外の方からの問い合わせには、委任状が必要となります。

農地の権利取得後における下限面積について

農地を売買・贈与したり、貸し借りする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

許可基準のひとつに買い手（受贈者、借人）の許可後の耕作面積が原則として都府県50a以上になることという規定があります。この下限面積は地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で別段の面積を定めることができます。

平成31年度（2019年）の涌谷町の下限面積は、50aと定めました。

なお、下限面積以下でも農地の権利を取得できる条件もありますので、詳細は農業委員会事務局にご相談ください。

認定農業者

ガンバってます!

(株)おいかわ

代表取締役社長 及川 達也さん



また、その米は「復興再生米」として売り上げの一部を復興支援活動に寄附しています。

このように、自分の作った米を通して多くの人と繋がり、様々な活動ができることは面白いですしやりがいがあります。

Q 現在の課題、もしくは大変だと感じるのはどんなときですか

A 雇用の確保です。農繁期には臨時雇用をしていますが、目標は従業員の通年雇用です。稻作は農閑期と農繁期の作業量の差が大きいので、通年雇用は容易ではないですが、粉殻運搬や音楽フェス会場への米の出荷、イベント制作等の手伝などで通年雇用出来るよう試行錯誤をしているところです。

Q 法人を設立した経緯を教えてください

A 稲作で25haを経営しています。法人の構成員は家族4人です。

Q 法人を設立して変化はありましたか

A 法人化したことでの、信用力が高まり設備投資の資金を調達できました。今後の設備投資の見通しが立てやすくなりました。

また、農協で行っている法人格農家の情報交換会に参加し、意欲ある農業者との活発な意見交換で良い刺激を受けています。

Q やりがいを感じるのはどんなときですか

A 音楽フェス会場の飲食店出店者に、米を使っていたいいるのです。つけることが有効なのではと考え法人化をしました。

Q 今後の目標を聞かせてください

A 今後も稻作一本でやっていきたいです。雇用を確保し、会社として大規模水稻農業経営を行いたいです。

Q 今後の目標を聞かせてください

A 若い農業者に光を当て、担い手を増やす活動を期待しています。

Q 今後の目標を聞かせてください

A 通谷町ブランド「金のいぶき」の拡大を、行政と町内農家の力を合わせて今後も推進してもらいたいです。

農業者年金

~農家の方にたくさんの
メリットがあります~



**国民年金
第1号被保険者**
国民年金保険料
納付免除者を除く

**年間60日以上
農業に従事**

60歳未満

**の方なら誰でも
加入できます!**

特徴 1 保険料は月額2万円~6万7千円の間(千円単位)でいつでも変更できます。

保険料控除分の節税額(所得税・住民税)

課税対象所得	税率	保険料月額 2万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
195万円以下	15%	3万6千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	4万8千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	7万2千円	24万1千2百円

特徴 2 終身年金であり、80歳前に亡くなられた場合は80歳までに受け取るはずであった年金の額が死亡一時金として支給されます。

特徴 3 確定拠出型年金(積み立てた保険料と運用益で年金額が決まる)であり、少子高齢化が進んでも安定性は損なわれません。

特徴 4 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象です。

年金額の試算などお気軽に農業委員会へお問い合わせください!

農業委員会だより 編集後記

今回の農業委員会だより17号は平成最後の発行となりました。

新年号も5月より施行されます。私たち農業委員会一同、気持ちも新たに町民皆さんに農業情報をお届けできるよう編集を進めて参りたいと思います。

今後ともよろしくお願い申し上げます

(高橋 均 広報部会長)



涌谷町農業委員会だより

第17号

平成31年2月28日

編集：涌谷町農業委員会

〒987-0192

涌谷町涌谷字新町裏153番地2

TEL: 0229-43-2120

FAX: 0229-42-3313

農業委員会からのお知らせ

こんなときは農業委員・農地利用最適化推進委員へ！
ご相談ください！

- 農地を売りたい、貸したい ● 農地に建物を建てたい
- 就農したい ● 認定農業者になりたい
- 耕作のため盛土、切土したい
- 農地を山林等に地目変更したい など

農業委員

(委員敬称略)

高橋均（脇区）、白幡利政（大谷地区）、大友利明（小里区）
日野善勝（下町区）、佐々木幹夫（小里区）、及川ふじ子（大谷地区）
黒澤長一（吉住区）、手嶋一郎（11区）、高成貴治（2の1区）
渋谷ミホ（9の3区）、畠岡茂（岸ヶ森区）

農地利用最適化推進委員

(委員敬称略)

佐々木稔（2の1区）、氏家靖裕（3区）、水越豊蔵（9の3区）
佐藤義昭（11区）、松下常雄（城山区）、武田保彦（上町区）
菅原正博（下小塚区）、大平義孝（下小塚区）、大友清一（長根区）
大平輝夫（小里区）、大川昌秋（猪岡区）、渡辺温（大谷地区）

農家相談

(委員敬称略)

場所：涌谷町役場 本庁舎 1階 まちづくり会議室

時間：9時00分～10時30分

平成31年（2019年）4月5日（金）

担当：高橋均、白幡利政、大友利明

2019年5月7日（火）

担当：日野善勝、佐々木幹夫、及川ふじ子

2019年6月5日（水）

担当：黒澤長一、手嶋一郎、高成貴治

2019年7月5日（金）

担当：渋谷ミホ、高橋均、白幡利政

2019年8月5日（月）

担当：大友利明、日野善勝、佐々木幹夫

2019年9月5日（木）

担当：及川ふじ子、黒澤長一、手嶋一郎

2019年10月7日（月）

担当：高成貴治、渋谷ミホ、高橋均

2019年11月5日（火）

担当：白幡利政、大友利明、日野善勝

2019年12月5日（木）

担当：佐々木幹夫、及川ふじ子、黒澤長一

2020年1月6日（月）

担当：手嶋一郎、高成貴治、渋谷ミホ

2020年2月5日（水）

担当：高橋均、白幡利政、大友利明

2020年3月5日（木）

担当：日野善勝、佐々木幹夫、及川ふじ子